

議案第 47 号

真柄福祉基金設置条例の一部を改正する条例案

令和 6 年 5 月 15 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

基金の処分に関し必要な事項を定めるため

真柄福祉基金設置条例の一部を改正する条例案

真柄福祉基金設置条例（平成元年条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理)</p> <p><u>第2条</u> (略)</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p><u>第3条</u> (略)</p> <p><u>(処分)</u></p> <p><u>第4条</u> 市長は、福祉事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> この条例は、平成元年3月28日から施行する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p><u>2</u> この条例は、基金の全部が処分されたとき、その効力を失う。</p>	<p><u>(積立て)</u></p> <p><u>第2条</u> 基金として積み立てる額は、10,000,000円とする。</p> <p>(管理)</p> <p><u>第3条</u> (略)</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成元年3月28日から施行する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。